

eo 電気オール電化プラン K 料金表

**2026 年 1 月 13 日実施
株式会社オプテージ**

1 適用

この eo 電気オール電化プラン K 料金表(以下「この料金表」といいます。)は、次の地域に適用いたします。

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県(一部を除きます。)、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2 契約種別

この料金表の契約種別は、eo 電気オール電化プラン K といたします。

3 適用条件

低圧で電気の供給を受け、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (1) 総容量(入力)が原則として 1 キロボルトアンペア以上の別表 2(電気式給湯設備等にかかる取扱い)(1)に定める電気式給湯設備等(以下、「電気式給湯設備等」といいます。)を使用する需要で、6(季節区分および時間帯区分)に定める昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要(その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。)であること。
- (2) 関西電力送配電株式会社が維持および運用する供給区域において、すでに単相 100 ボルトまたは 200 ボルトの低圧で電気供給契約を小売電気事業者等と締結しているまたは締結できる状態で電灯または小型機器を使用されること。
- (3) 電灯または小型機器の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに eo 電気電気取次供給条件[以下「供給条件」といいます。]別表 5[負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。)が原則として 400 ボルトアンペアをこえること。
- (4) 原則として契約電力が 50 キロワット未満であること。
- (5) eo 電気申し込み時にお客さまが電気供給を受けている小売電気事業者との電気供給契約において、契約形態が高圧一括受電でないこと。

- (6) eo 電気オール電化プラン K から他の契約種別への変更後、再び eo 電気オール電化プランに契約を変更する場合、当該他の契約種別への変更後 1 年以上経過していること。
- (7) 1 需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力(料金表の定めにより最大使用電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、契約設備電力といたします。)との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者(以下「当該一般送配電事業者」といいます。)の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適當と認めたときは、(3)および(4)に該当し、かつ、(7)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることができます。

5 契約電力

- (1) 契約電力は、電灯または小型機器を使用する需要については、電灯または小型機器の契約使用電力といたします。また、各月の契約使用電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうち、いずれか大き

い値といたします。

なお、新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約使用電力は、その 1 月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この料金表により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この料金表による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この料金表によって受けた電気の供給とみなします。

- (2) (1)により算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合の契約電力は、供給条件 4(単位および端数処理)にかかわらず、0.5 キロワットといたします。

6 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

- (2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間(デイタイム)

毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。ただし、別表 3(休日扱い日)に定める日の該当する時間を除きます。

ロ 生活時間(リビングタイム)

別表 3(休日扱い日)に定める日以外の毎日午前 7 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 11 時までの時間ならびに別表 3(休日扱い日)に定める日の午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。

ハ 夜間時間(ナイトタイム)

毎日午前 0 時から午前 7 時までおよび午後 11 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および供給条件別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計いたします。ただし、電力量料金は供給条件別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、供給条件別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、供給条件別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の10キロワットまで	2,288円 93銭
上記をこえる1キロワットにつき	396円 09銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間(デイタイム)

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	27円 42銭	24円 92銭

ロ 生活時間(リビングタイム)

1キロワット時につき	21円 66銭
------------	---------

ハ 夜間時間(ナイトタイム)

1キロワット時につき	14円 60銭
------------	---------

8 手続きに関する手数料

手続きに関する手数料は、次のとおりといたします。

(1) 手続きに関する手数料の適用

手数料種別	内容
契約内容通知書再発行手数料	eo 電気契約者からの請求により契約内容通知書を再発行する場合、eo 電気契約者は 2(手数料額)に規定する契約内容通知書再発行手数料の支払いを要します。
請求書等発行手数料	eo 電気契約者からの請求または料金その他の債務の支払いを現に怠るおそれがあることにより、その eo 電気に関する料金の請求書等の発行を行ったときは、eo 電気契約者は 2(手数料額)に規定する請求書等発行手数料の支払いを要します。
料金明細類発行手数料	eo 電気契約者からの請求により eo 電気に関する料金の口座振替のお知らせなど(以下「料金明細類」といいます。)の発行を受けたときは、eo 電気契約者は 2(手数料額)に規定する料金明細類発行手数料の支払いを要します。

(2) 手数料額

区分	単位	料金額
契約内容通知書再発行手数料	送付ごとに	283円(税込)
請求書等発行手数料	送付ごとに	440円(税込)
料金明細類発行手数料	送付ごとに	220円(税込)

9 使用電力量の算定

(1) 料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、供給条件 16(使用電力量の算定)に準じて算定するものといたします。ただし、その 1 月の夜間時間の使用電力量は、原則としてその 1 月の使用電力量からその 1 月の昼間時間および生活時間の使用電力量を差し引いた値といたします。

(2) 夜間蓄熱機器の計量等

- イ 技術的、経済的にやむをえず別計量を希望される場合で、当該一般送配電事業者が認めるときは、当該一般送配電事業者は、別表1(夜間蓄熱式機器にかかる取扱い)(1)に定める小型機器(以下「夜間蓄熱式機器」といいます。)の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することができます。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当該一般送配電事業は、夜間時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。
- ロ イに該当する場合で、お客さまが希望されるときは、当該夜間蓄熱式機器について、当該一般送配電事業者は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

10 そ の 他

- (1) この料金表の契約種別を適用した後 1 年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。
- (2) 供給条件 7(需給契約の成立および契約期間)(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件 37(需給契約の消滅)(2)イにかかわらず、契約期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

附 則

1 実施期日

この料金表は、2026年1月13日から実施いたします。

2 燃料費調整についての特別措置

(1)に定める適用期間における、7(料金)における燃料費調整は、7(料金)の燃料費調整によらず、別表4(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円以下の場合は、別表4(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、別表4(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 適用期間は、2026年2月分の料金の算定期間の始期から2026年4月分の料金の算定期間の終期までといたします。

別 表

1 夜間蓄熱式機器にかかる取扱い

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- イ 主として夜間時間に通電する機能を有すること。なお、「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。
- (イ) お客様が当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合
 - (ロ) 本則9(使用電力量の算定)(2)イまたはロの場合で、当該一般送配電事業者が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合
- ロ イの通電時間中に蓄熱のために使用されること。
- (2) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (3) 当社は、(1)に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

2 電気式給湯設備等にかかる取扱い

- (1) 電気式給湯設備等とは、次のいずれかに該当する機器をいいます。
- イ 夜間蓄熱式機器
- ロ 夜間蓄熱式機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とをあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器で、当社が認めない機器を除く
- ハ 当社が、電気式給湯設備等に該当すると認めた機器
- (2) 電気式給湯設備等を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社

に申し出させていただきます。

- (3) 当社は、(1)に定める電気式給湯設備等の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、電気式給湯設備等の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

3 休日扱い日

この料金表において、休日扱い日とは、次の日をいいます。

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

4月30日

5月1日

5月2日

12月30日

12月31日

4 燃料費調整

- (1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0140$

$\beta = 0.3483$

$$\gamma = 0.7227$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{27,100円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000 \\ + \text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{27,100円}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000 \\ - \text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価}$$

ハ 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は次のとおりといたします。

		2026年2月分および 2026年3月分の料金 に適用する場合	2026年4月分の料金 に適用する場合
電力量料金	1キロワット時 につき	4円50銭	1円50銭

二 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および特別措置の燃料費調整単価によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間にに対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間にに対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
------------	-------------

毎年 1月 1日から 3月 31日までの期間	その年の 5月の検針日から 6月の検針日の前日までの期間
毎年 2月 1日から 4月 30日までの期間	その年の 6月の検針日から 7月の検針日の前日までの期間
毎年 3月 1日から 5月 31日までの期間	その年の 7月の検針日から 8月の検針日の前日までの期間
毎年 4月 1日から 6月 30日までの期間	その年の 8月の検針日から 9月の検針日の前日までの期間
毎年 5月 1日から 7月 31日までの期間	その年の 9月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間
毎年 6月 1日から 8月 31日までの期間	その年の 10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間
毎年 7月 1日から 9月 30日までの期間	その年の 11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間
毎年 8月 1日から 10月 31日までの期間	その年の 12月の検針日から 翌年の 1月の検針日の前日までの期間
毎年 9月 1日から 11月 30日までの期間	翌年の 1月の検針日から 2月の検針日の前日までの期間
毎年 10月 1日から 12月 31日までの期間	翌年の 2月の検針日から 3月の検針日の前日までの期間
毎年 11月 1日から 翌年の 1月 31日までの期間	翌年の 3月の検針日から 4月の検針日の前日までの期間
毎年 12月 1日から 翌年の 2月 28日までの期間(翌年が閏年の場合は、翌年の 2月 29日までの期間)	翌年の 4月の検針日から 5月の検針日の前日までの期間

六 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
-------	--------------------	----------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。